



秋田県公報

告 示

道路の供用開始(六六九・道路環境課).....	3
道路区域の変更(六七〇、六七一・道路環境課).....	3
開発行為に関する工事の完了(六七二・鹿角地域振興局建設部).....	4
公告	
土地改良区の役員の変更及び就任の届出(北秋田地域振興局農林部).....	4
土地改良区の設立申請を適当とする旨の決定(由利地域振興局農林部).....	5

目 次

ページ

告示	
生活保護法による医療機関の指定(六六五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(六六六・福祉政策課).....	1
結核予防法による医療機関の指定(六六七・大館保健所).....	2
保安林の指定(六六八・森林整備課).....	2

秋田県告示第六百六十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	診 療 科 名	指 定 年 月 日
中仙薬局	有限会社 こんの代 表取締役	仙北郡中仙町長野字新山六十八 一	調剤薬局	平成十六年六月一日
くるみ歯科医院	伊 藤 剛	北秋田郡森吉町米内沢字薬師下八十六 一	歯科、小児歯科、矯正 歯科、歯科口腔外科	平成十五年八月一日
医療法人せいとく会 菅クリニツク	医療法人 せいとく会 理事長	雄勝郡稲川町三梨字下宿五十八 一	内科、外科、泌尿器科	平成十六年六月七日
かいせい訪問看護ステーション	社会福祉法人 男鹿偕生会 理事長	男鹿市船越字前野四十三番地の一	訪問看護	平成十二年四月一日

秋田県告示第六百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
中仙薬局	有限会社 エムエス商事 代表取締役	仙北郡中仙町長野字新山六十八一	平成十六年五月三十一日
佐々木歯科医院	佐々木 純 夫	大曲市上栄町一 十八	平成十五年十二月四日
菅クリニツク	菅 敏 彦	雄勝郡稲川町三梨字下宿五十八番一	平成十六年六月六日

秋田県告示第六百六十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハイレン薬局 大館店	秋田県大館市御成町三丁目一 五	平成十六年八月一日

秋田県告示第六百六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

ハイレン薬局 比内店	秋田県北秋田郡比内町扇田字山 崎四六 五	平成十六年八月一日
---------------	-------------------------	-----------

郡 市	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積	保安林指定 見込面積 (ヘクタール)	指定の目的	指 定 施 業 要 件
大 字	字	地 番	(平方メートル) トル)		立木の伐採の方法
			見込み (ヘクタール)		立木の伐採の並び に、植栽の及 び、期間及 法、種 るもの係 るもの係 るもの係
					伐採種別 標準伐期齢
					主伐として 伐採をす ることが できる立木は、
					(附属明細書のとおり)
					(附属明細書のとおり)
					(附属明細書のとおり)

男鹿市	船川港双六	館山	五三〇七	一七、九七	〇・八七四八	〇・八七四八	土砂の崩壊の防備	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
-----	-------	----	------	-------	--------	--------	----------	--

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第六百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十六年八月十七日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百七号	本荘市雪車町字稲荷四三番一地先から字新岡田一〇五番地先まで	

- 二 供用開始の期日 平成十六年八月十八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (一) 場所 建設交通部道路課
 - (二) 期間 平成十六年八月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第六百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧		A	B		
県道	新	旧	秋田岩見船岡線	秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	六・〇〇〇～二三・〇〇〇	一・四九六
				秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	六・〇〇〇～二三・〇〇〇	一・四九六
				秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	秋田市太平山谷字野田三一九番地先から河辺郡河辺町三内字繫沢一〇四番一地先まで	一〇・〇〇〇～七三・〇〇〇	一・四八〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第六百七十一号

一 道路の区域

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年八月十七日
 秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	新	旧					
県道	新	旧	秋田昭和線	秋田市添川字地ノ内一七〇番一七から字境内川原二九番一七地先まで	間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	秋田昭和線	秋田昭和線	〇・七八八				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十六年八月十七日から同月三十日まで

公 告

十番四十三、小坂字砂森十二番二、十二番三、十二番四、十二番五

秋田県告示第六百七十二号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年七月十六日付け指令鹿建 六〇二 二で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成十六年八月十七日

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田代町土地改良区から次のとおり役員（の退任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 鹿角郡小坂町小坂字五十刈五番地三
 株式会社タナックス 代表取締役 多田祥茂
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鹿角郡小坂町小坂鉾山字古館十八番七、十八番八、十八番九、十八番一〇、十八番一一、十八番一二、十八番一三、十八番一四、十八番一五、十八番一六、十八番一七、十八番一八、十八番一九、二十番一、二十番二、二十番三、二十番四、二十番五、二十番六、二十番七、二十番八、二十番九、二十番一〇、二十番一一、二十番一二、二十番一三、二十番一四、二十番一五、二十番一六、二十番一七、二十番一八、二十番一九、二十番二〇、二十番二一、二十番二二、二十番二三、二十番二四、二十番二五、二十番二六、二十番二七、二十番二八、二十番二九、二十番三〇、二十番三一、二十番三二、二十番三三、二十番三四、二十番三五、二十番三六、二十番三七、二十番三八、二十番三九、二十番四〇、二十番四一、二十番四二、二十番四三、二十番四四、二十番四五、二十番四六、二十番四七、二十番四八、二十番四九、二十番五〇、二十番五一、二十番五二、二十番五三、二十番五四、二十番五五、二十番五六、二十番五七、二十番五八、二十番五九、二十番六〇、二十番六一、二十番六二、二十番六三、二十番六四、二十番六五、二十番六六、二十番六七、二十番六八、二十番六九、二十番七〇、二十番七一、二十番七二、二十番七三、二十番七四、二十番七五、二十番七六、二十番七七、二十番七八、二十番七九、二十番八〇、二十番八一、二十番八二、二十番八三、二十番八四、二十番八五、二十番八六、二十番八七、二十番八八、二十番八九、二十番九〇、二十番九一、二十番九二、二十番九三、二十番九四、二十番九五、二十番九六、二十番九七、二十番九八、二十番九九、二十番一〇〇

- 一 退任理事の住所及び氏名
 北秋田郡田代町長坂字中岱九十八番地六
 山田字一本柳四十一番地一
 岩瀬字赤川二十六番地一
 山田字寺下五十六番地三
 早口字中仕田十四番地
 山田字茂屋上恵戸三十五番地一
 早口字出口百十四番地
 山田字向館五十四番地
 川口字長里百二十三番地
 岩瀬字上岩瀬八番地
- 岩瀬 吉三郎
 水戸 嘉七
 北林 久純
 安部 正
 小林 平満
 斎藤 一
 佐藤 忠勇
 浅利 二雄
 佐藤 静夫
 小間屋 喜之久

北秋田郡田代町早口字大野四十番地	下山久信
長坂字屋敷三十一番地	小笠原弘
早口字上屋敷百四十番地	佐藤務
岩瀬字玉石六番地	武田孝司
早口字大淵六十一番地	工藤照市
二 就任理事の住所及び氏名	
北秋田郡田代町長坂字中岱九十八番地六	岩淵吉三郎
山田字一本柳四十一番地一	水戸嘉七
岩瀬字赤川二十六番地一	北林久純
山田字茂屋上悪戸三十五番地一	斎藤一
早口字上屋敷百四十番地	佐藤務
字坂地百二十二番地二	高橋正光
山田字向館五十三番地	浅利重博
早口字中仕田十四番地	小林平満
字大野二十四番地二	小笠原政雄
長坂字屋敷三十一番地	小笠原弘
岩瀬字上岩瀬三十二番地	古家純悦
川口字長里百二十三番地	佐藤静夫
岩瀬字玉石六番地	武田孝司
早口字大淵六十一番地	工藤照市
山田字向館五十四番地	浅利二雄
三 退任監事の住所及び氏名	
北秋田郡田代町早口字岩野百二番地	工藤良介
岩瀬字赤川六十九番地	北林正作
山田字向館三十七番地	幸坂貞治
四 就任監事の住所及び氏名	
北秋田郡田代町岩瀬字赤川六十九番地	北林正作
山田字向館三十七番地	幸坂貞治
早口字出口百十四番地	佐藤忠勇

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第一項の規定により、由利郡西目町西目字前ヶ沢三百十八番地三浦昭夫ほか二十四人からなされた西目土地改良区の設立に係る申請を適当と決定したので、同条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年八月十七日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 維持管理計画書及び定款の写し
- 二 縦覧期間 平成十六年八月十八日から同年九月十四日まで
- 三 縦覧場所 本荘市役所及び西目町役場

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄